

[illegible]

注意事項

※1 ○は、必ず添付し、(○)は、必要な場合に添付してください。

※2 ・支部様式を使用してください。

・傷病名が「○○疑い」と記載されている場合は、取り扱えません(医師に確定診断傷病名を記載するよう依頼すること)。

・災害発生日と初診日が異なる場合は、「災害発生日～初診までの療養状況(支部様式第10号)」を作成して添付してください。

※3 現認者がいる場合は、現認者によること。報告受理書は、役職の上下を問わず最初に報告を受けた方が作成してください。

※4 口頭で命令した場合は、「被災職員名、命令した内容」等がわかる所属長の証明書を提出してください。

※5 出張命令簿がない場合は、公用車使用簿・作業日誌等の写しを添付してください。これらがなければ、「年月日、用務地、内容、被災職員名」等がわかる所属長の証明書を提出してください。

※6 ・経路図には、出発地及び目的地、災害発生場所(通勤途上の場合は、自宅及び勤務場所、災害発生場所)の3地点を明記した地図に被災当日の災害発生場所までの経路(赤の実線)、以後の予定経路(赤の破線)を明記してください。

・通勤途上の被災で通勤経路と異なる経路をとっていた場合は、その理由書を添付してください。

※7 賠償(示談)先行ができない場合は、次の書類を基金に提出してください。なお、加害者が作成するものもありますので、相手方への連絡等も必要となります。

・加害者が不明の場合・・・補償先行申出書(支部様式第50号)、確約書入手不能理由書・加害者調(支部様式第53号)

・加害者が無資力の場合・・・補償先行申出書(支部様式第50号)、確約書入手不能理由書・加害者調(支部様式第53号)、確約書を提出できない理由書(支部様式第54号)

・治療費が高額になることが予想され、一時的に加害者の負担能力を超える場合・・・補償先行申出書(支部様式第50号)、確約書(支部様式第51号又は52号)

・被災職員にも相当の過失があり、被災職員に負担が生じる場合・・・補償先行申出書(支部様式第50号)、確約書(支部様式第51号又は52号)

・加害者が賠償に応じない場合・・・補償先行申出書(支部様式第50号)、確約書入手不能理由書・加害者調(支部様式第53号)

※8 常勤的非常勤職員の請求の場合は、過去1年分添付してください。常勤的非常勤職員の要件を満たしたことを確認できる期間であれば、直近1年でなくても構いません。

※9 常勤的非常勤職員の請求の場合は、※8の出勤簿の期間の雇用状況がわかるものを添付してください(年度をまたぐ場合は各年度のものが必要)。

※10 基金から医療機関等に対し、被災職員の傷病等について照会を行うことがありますので、本人(本人が死亡している場合は、その遺族)の「同意書」を添付してください。

※11 認定請求書を所属が受け付けた時点で傷病が治癒又は症状固定している場合に、作成して添付してください。認定請求書に添付いただいた場合、認定後に改めての提出は不要です。

※12 災害性腰痛・・・業務中の転落や転倒等の負傷に起因する腰痛

非災害性腰痛・・・重量物の取扱い業務その他腰部に過度の負担がかかる作業に長時間従事する間に徐々に発症してくる腰痛